

(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワーク設置状況 (参考2、参考3)

地域協議会又はネットワークの設置済の市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で74.4%、最高で100.0%となっている。

全体では、60~80%未満が4県(8.5%)、80%~100%未満が17都道府県(36.2%)、100%が26府県(55.3%)となっている。

(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

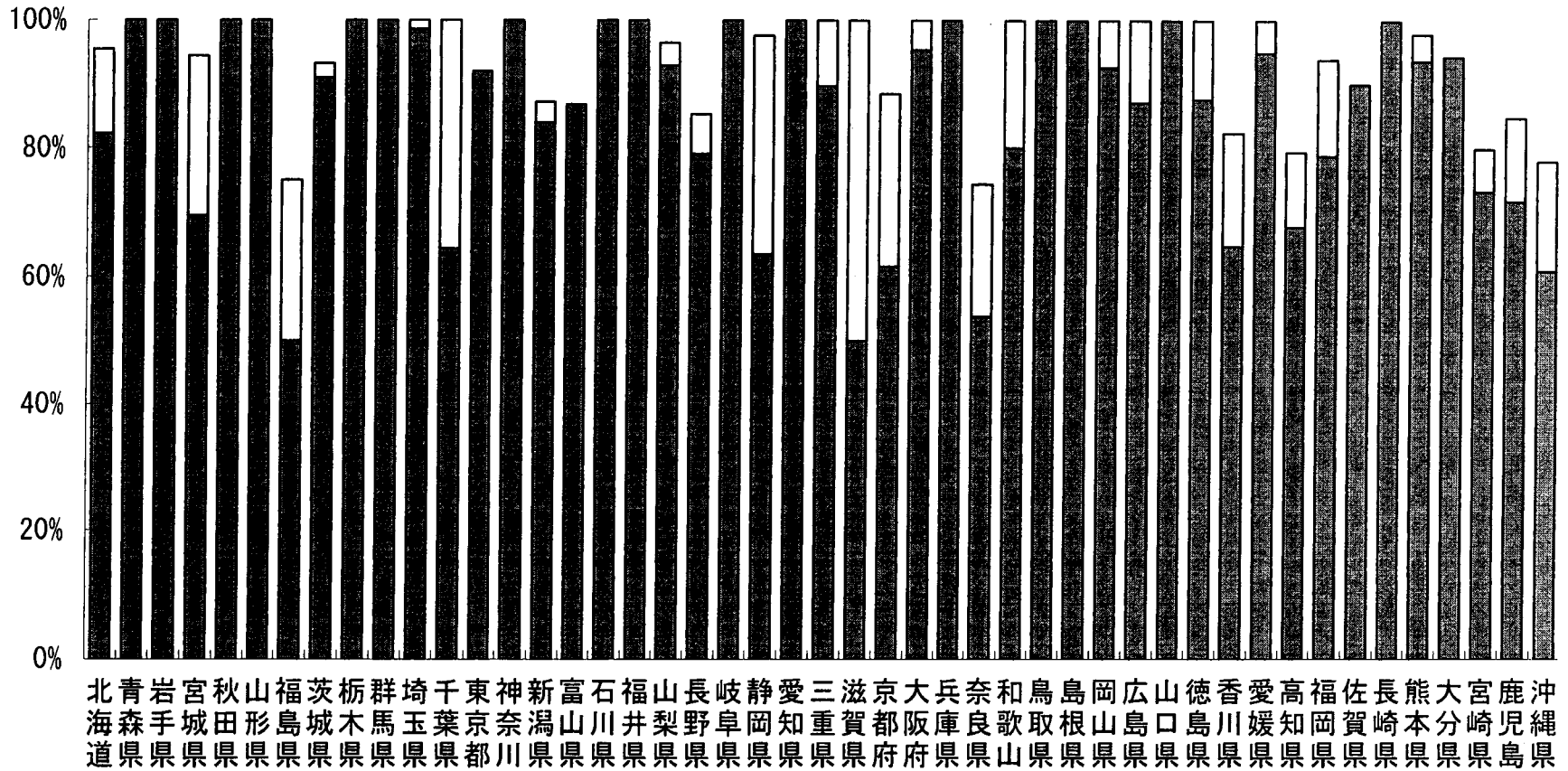
(平成20年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体			地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%		数	%	数	%	数	%
北海道	148	82.2%	24	13.3%	172	95.6%	滋賀県	13	50.0%	13	50.0%	26	100.0%
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%	京都府	16	61.5%	7	26.9%	23	88.5%
岩手県	35	100.0%	-	-	35	100.0%	大阪府	41	95.3%	2	4.7%	43	100.0%
宮城県	25	69.4%	9	25.0%	34	94.4%	兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%	奈良県	21	53.8%	8	20.5%	29	74.4%
山形県	35	100.0%	-	-	35	100.0%	和歌山県	24	80.0%	6	20.0%	30	100.0%
福島県	30	50.0%	15	25.0%	45	75.0%	鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
茨城県	40	90.9%	1	2.3%	41	93.2%	島根県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
栃木県	31	100.0%	-	-	31	100.0%	岡山県	25	92.6%	2	7.4%	27	100.0%
群馬県	38	100.0%	-	-	38	100.0%	広島県	20	87.0%	3	13.0%	23	100.0%
埼玉県	69	98.6%	1	1.4%	70	100.0%	山口県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
千葉県	36	64.3%	20	35.7%	56	100.0%	徳島県	21	87.5%	3	12.5%	24	100.0%
東京都	57	91.9%	-	-	57	91.9%	香川県	11	64.7%	3	17.6%	14	82.4%
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%	愛媛県	19	95.0%	1	5.0%	20	100.0%
新潟県	26	83.9%	1	3.2%	27	87.1%	高知県	23	67.6%	4	11.8%	27	79.4%
富山県	13	86.7%	-	-	13	86.7%	福岡県	52	78.8%	10	15.2%	62	93.9%
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%	佐賀県	18	90.0%	-	-	18	90.0%
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%	長崎県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
山梨県	26	92.9%	1	3.6%	27	96.4%	熊本県	45	93.8%	2	4.2%	47	97.9%
長野県	64	79.0%	5	6.2%	69	85.2%	大分県	17	94.4%	-	-	17	94.4%
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%	宮崎県	22	73.3%	2	6.7%	24	80.0%
静岡県	26	63.4%	14	34.1%	40	97.6%	鹿児島県	33	71.7%	6	13.0%	39	84.8%
愛知県	61	100.0%	-	-	61	100.0%	沖縄県	25	61.0%	7	17.1%	32	78.0%
三重県	26	89.7%	3	10.3%	29	100.0%	全国	1,532	84.6%	173	9.6%	1,705	94.1%

設置済み 市区町村の割合	都道府県数 (構成比)	(参考) 平成19年4月
100%	26 (55.3%)	13 (27.6%)
80%~99%	17 (36.2%)	18 (38.3%)
60%~79%	4 (8.5%)	14 (29.8%)
40%~59%	0 (0.0%)	2 (4.3%)
20%~39%	0 (0.0%)	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(参考3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況 (構成比)

(平成20年4月1日現在)



2. 要保護児童対策調整機関

(1) 要保護児童対策調整機関の指定 (表3)

児童福祉法第25条の2第4項に規定する調整機関は、児童福祉主管課が886か所(57.8%)で最も多く、次いで児童福祉・母子保健統合主管課が383か所(25.0%)、福祉事務所(家庭児童相談室)が100か所(6.5%)となっている。

表3 要保護児童対策調整機関の指定

(平成20年4月1日現在)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~ 30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	
児童福祉主管課	数	47	149	319	322	44	5	886
	%	79.7%	79.7%	66.7%	49.1%	32.1%	33.3%	57.8%
母子保健主管課	数	1	-	5	16	1	-	23
	%	1.7%	-	1.0%	2.4%	0.7%	-	1.5%
児童福祉・母子保健統合主管課	数	3	10	34	262	71	3	383
	%	5.1%	5.3%	7.1%	39.9%	51.8%	20.0%	25.0%
福祉事務所 (家庭児童相談室)	数	5	17	77	-	-	1	100
	%	8.5%	9.1%	16.1%	-	-	6.7%	6.5%
福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	数	-	2	19	1	2	-	24
	%	-	1.1%	4.0%	0.2%	1.5%	-	1.6%
保健センター	数	-	1	2	7	3	-	13
	%	-	0.5%	0.4%	1.1%	2.2%	-	0.8%
教育委員会	数	-	1	11	17	5	-	34
	%	-	0.5%	2.3%	2.6%	3.6%	-	2.2%
市設置の保健所	数	-	1	1	-	-	-	2
	%	-	0.5%	0.2%	-	-	-	0.1%
児童相談所	数	-	-	1	6	1	3	11
	%	-	-	0.2%	0.9%	0.7%	20.0%	0.7%
障害福祉主管課	数	-	-	1	7	1	-	9
	%	-	-	0.2%	1.1%	0.7%	-	0.6%
その他	数	3	6	8	18	9	3	47
	%	5.1%	3.2%	1.7%	2.7%	6.6%	20.0%	3.1%
合計	数	59	187	478	656	137	15	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員 (表4)

調整機関の担当職員は、全国で4,534名配置されている。内訳は、何らかの専門資格を有する者(①~⑧)は2,313名(51.0%)、そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者(①~④)は559名(12.3%)となっている。

表4 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成20年4月1日現在)

	都道府県						政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	数	60	95	110	47	5	42	359	224
	%	20.5%	12.7%	8.2%	3.1%	1.8%	11.2%	7.9%	7.4%
②医師	数	-	-	-	-	1	-	1	1
	%	-	-	-	-	0.4%	-	0.0%	0.0%
③社会福祉士	数	32	53	31	25	5	12	158	88
	%	10.9%	7.1%	2.3%	1.7%	1.8%	3.2%	3.5%	2.9%
④精神保健福祉士	数	2	11	8	11	1	8	41	20
	%	0.7%	1.5%	0.6%	0.7%	0.4%	2.1%	0.9%	0.7%
小計 (児童福祉司と同様の資格を有する者①~ ④の計)	数	94	159	149	83	12	62	559	333
	%	32.1%	21.3%	11.2%	5.5%	4.4%	16.5%	12.3%	10.9%
⑤保健師・助産師・看護師(①に該当 する者を除く。)	数	38	71	95	266	69	78	617	388
	%	13.0%	9.5%	7.1%	17.6%	25.1%	20.8%	13.6%	12.7%
⑥教員免許を有する者(①に該当する 者を除く。)	数	32	110	230	42	9	20	443	338
	%	10.9%	14.7%	17.2%	2.8%	3.3%	5.3%	9.8%	11.1%
⑦保育士(①に該当する者を除く。)	数	35	91	140	96	18	28	408	281
	%	11.9%	12.2%	10.5%	6.4%	6.5%	7.5%	9.0%	9.2%
⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事	数	18	82	129	19	4	34	286	183
	%	6.1%	11.0%	9.7%	1.3%	1.5%	9.1%	6.3%	6.0%
小計 (①~⑧の計)	数	217	513	743	506	112	222	2,313	1,523
	%	74.1%	68.7%	55.7%	33.5%	40.7%	59.2%	51.0%	50.0%
⑨①から⑧に該当しない一般事務職員	数	63	179	502	976	163	138	2,021	-
	%	21.5%	24.0%	37.6%	64.6%	59.3%	36.8%	44.6%	-
⑩その他	数	13	55	89	28	-	15	200	-
	%	4.4%	7.4%	6.7%	1.9%	-	4.0%	4.4%	-
合計	数	293	747	1,334	1,510	275	375	4,534	3,047
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※「(参考)平成19年度」における「⑨①~⑧に該当しない一般事務職員」「⑩その他」については、昨年度把握を行った、何らかの資格を有する者に該当する「心理職」「福祉職」を含めていないため、比較できない。

(3) 担当職員の詳細 (表5)

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が3,630人(80.1%)、正規職員以外が904人(19.9%)となっている。

また専任・兼任の状況は、専任が1,700人(37.5%)、他の業務と兼任が2,834人(62.5%)となっている。

表5 要保護児童対策調整機関の担当職員 (平成20年4月1日現在)

		都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
		市・区(30万 万以上)	市・区(10万 ~30万未 満)	市・区(10万 未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)		59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
担当職員数		数	293	747	1,334	1,510	275	375	4,534	3,047
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
正規職員・正規職員 以外の状況	正規職員	数	217	497	905	1,448	259	304	3,630	2,392
		%	74.1%	66.5%	67.8%	95.9%	94.2%	81.1%	80.1%	78.5%
	正規職員 以外	数	76	250	429	62	16	71	904	655
		%	25.9%	33.5%	32.2%	4.1%	5.8%	18.9%	19.9%	21.5%
専任・兼任の状況	専任	数	199	447	541	214	18	281	1,700	937
		%	67.9%	59.8%	40.6%	14.2%	6.5%	74.9%	37.5%	30.8%
	兼任	数	94	300	793	1,296	257	94	2,834	2,110
		%	32.1%	40.2%	59.4%	85.8%	93.5%	25.1%	62.5%	69.2%

3. 設置形態・活動内容等

(1) 地域協議会の構造 (表6)

地域協議会の構造は、「3層構造」が992か所(64.8%)、「2層構造」が487か所(31.8%)となっている。

表6 協議会の構造

(平成20年4月1日現在)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
3層構造 (代表者会議、実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	45	164	346	369	55	13	992	827
	%	76.3%	87.7%	72.4%	56.3%	40.1%	86.7%	64.8%	69.3%
2層構造 (代表者会議と実務者会議、 又は 代表者会議と個別ケース検討会議)	数	6	17	116	268	80	-	487	335
	%	10.2%	9.1%	24.3%	40.9%	58.4%	-	31.8%	28.1%
その他	数	8	6	16	19	2	2	53	31
	%	13.6%	3.2%	3.3%	2.9%	1.5%	13.3%	3.5%	2.6%
合計	数	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 地域協議会の活動内容 (表7)

代表者会議の設置は1, 131か所、実務者会議の設置が920か所、個別ケース検討会議の設置が1, 224か所となっている。

また年間の平均開催数は、代表者会議が1.24回、実務者会議が5.99回、個別ケース検討会議が20.56回となっている。

なお個別ケース検討会議における1ケースあたりの平均検討回数は、2.36回となっている。

表7 児童虐待防止に関する活動内容 (平成19年度実績)

	都道府県						政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
代表者会議	平成19年度設置数 (a)	52	172	401	418	73	15	1,131	1,070
	開催実績数 (b)	回 93	227	483	458	78	64	1,403	1,106
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)	回 1.79	1.32	1.20	1.10	1.07	4.27	1.24	1.03
実務者会議	平成19年度設置数 (d)	52	160	323	322	51	12	920	886
	開催実績数 (e)	回 666	1,175	1,658	1,162	121	727	5,509	3,281
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)	回 12.81	7.34	5.13	3.61	2.37	60.58	5.99	3.70
個別ケース検討会議	平成19年度個別ケース 検討会議設置数 (g)	56	179	439	479	58	13	1,224	1,033
	個別ケース検討会議の開催数(h)	回 3,481	6,787	7,699	3,268	278	3,648	25,161	16,959
	平成19年度ケース実件数 (i)	人 3,364	6,734	9,410	3,826	285	4,762	28,381	24,053
	平成19年度延べケース数 (j)	人 10,276	13,751	26,650	7,898	485	7,826	66,886	67,267
	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)	回 62.16	37.92	17.54	6.82	4.79	280.62	20.56	16.42
1ケースあたりの平均検討回数 (l) = (j) ÷ (i)	回 3.05	2.04	2.83	2.06	1.70	1.64	2.36	2.80	

(3) 実務者会議の形態 (表8)

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が827か所(54.0%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が385か所(25.1%)、「地域別に分けて協議する」が121か所(7.9%)となっている。

表8 協議会の実務者会議の形態(複数回答)

(平成20年4月1日現在)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
全ての相談種別を実務者会議として協議する	数	30	111	245	362	76	3	827	714
	%	50.8%	59.4%	51.3%	55.2%	55.5%	20.0%	54.0%	59.8%
地域別に分けて協議する	数	14	12	32	41	10	12	121	87
	%	23.7%	6.4%	6.7%	6.3%	7.3%	80.0%	7.9%	7.3%
相談内容別に分けて開催する	数	9	25	96	202	49	4	385	330
	%	15.3%	13.4%	20.1%	30.8%	35.8%	26.7%	25.1%	27.7%
その他	数	11	46	114	82	16	-	269	102
	%	18.6%	24.6%	23.8%	12.5%	11.7%	-	17.6%	8.5%

4. ケースの進行管理の状況

(1) ケースの登録数 (表9-1)

地域協議会におけるケースの登録数は全体で85,525件であり、そのうち、児童虐待ケース登録数が46,604件(54.5%)、児童虐待以外のケース登録数が38,921件(45.5%)となっている。

また1地域協議会あたりのケース登録数は、児童虐待ケース登録数が30.4件、児童虐待以外のケース登録数が25.4件となっている。

表9-1 ケースの登録数

(平成20年6月末日時点)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
児童虐待ケース	数	8,833	13,232	10,624	3,609	200	10,106	46,604	33,692
	%	68.3%	45.2%	47.6%	57.4%	44.3%	70.8%	54.5%	55.8%
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	149.7	70.8	22.2	5.5	1.5	673.7	30.4	28.2
その他の 要保護 ケース	数	4,091	16,023	11,697	2,681	251	4,178	38,921	26,727
	%	31.7%	54.8%	52.4%	42.6%	55.7%	29.2%	45.5%	44.2%
1地域協議会あたりの 児童虐待以外のケース登録数	数	69.3	85.7	24.5	4.1	1.8	278.5	25.4	22.4
合計	数	12,924	29,255	22,321	6,290	451	14,284	85,525	60,419
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) ケースの進行管理台帳の作成 (表9-2)

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、1,029か所(67.2%)で作成されている。

表9-2 ケース進行管理台帳の作成の有無

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
作成している	数	54	160	361	385	56	13	1,029	755
	%	91.5%	85.6%	75.5%	58.7%	40.9%	86.7%	67.2%	63.3%
作成していない	数	5	27	117	271	81	2	503	409
	%	8.5%	14.4%	24.5%	41.3%	59.1%	13.3%	32.8%	34.3%
合計	数	59	187	478	656	137	15	1,532	-
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

(3) ケースの見直しの頻度 (表9-3)

地域協議会においてケース進行管理台帳を作成している場合、ケースの見直しの頻度として、少なくとも「3か月以内に1回」が274か所(17.9%)、「4～6か月以内に1回」が138か所(9.0%)、「6か月以上に1回」が40か所(2.6%)となっている。

また、「必要に応じて随時」が528か所(34.5%)となっている。

表9-3 ケースの見直しの頻度

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
うちケース進行管理台帳作成している協議会数	54	160	361	385	56	13	1,029	-
①3か月以内に1回	数	21	69	110	58	9	274	472
	%	35.6%	36.9%	23.0%	8.8%	6.6%	46.7%	17.9%
②4～6か月以内に1回	数	12	29	44	49	3	138	224
	%	20.3%	15.5%	9.2%	7.5%	2.2%	6.7%	9.0%
③6か月以上に1回	数	1	2	22	14	1	40	-
	%	1.7%	1.1%	4.6%	2.1%	0.7%	-	2.6%
小計	数	34	100	176	121	13	452	696
	%	57.6%	53.5%	36.8%	18.4%	9.5%	53.3%	29.5%
④必要に応じて随時	数	15	53	172	247	37	528	-
	%	25.4%	28.3%	36.0%	37.7%	27.0%	26.7%	34.5%
⑤その他	数	5	7	13	17	6	49	-
	%	8.5%	3.7%	2.7%	2.6%	4.4%	6.7%	3.2%
合計	数	54	160	361	385	56	1,029	-
	%	91.5%	85.6%	75.5%	58.7%	40.9%	86.7%	67.2%

表10 関係機関等の状況

地域協議会への関係機関等の参加割合をみると、警察署、児童相談所、教育委員会、民生・児童委員協議会、保育所の参加率が高かった。

(表10、参考4)

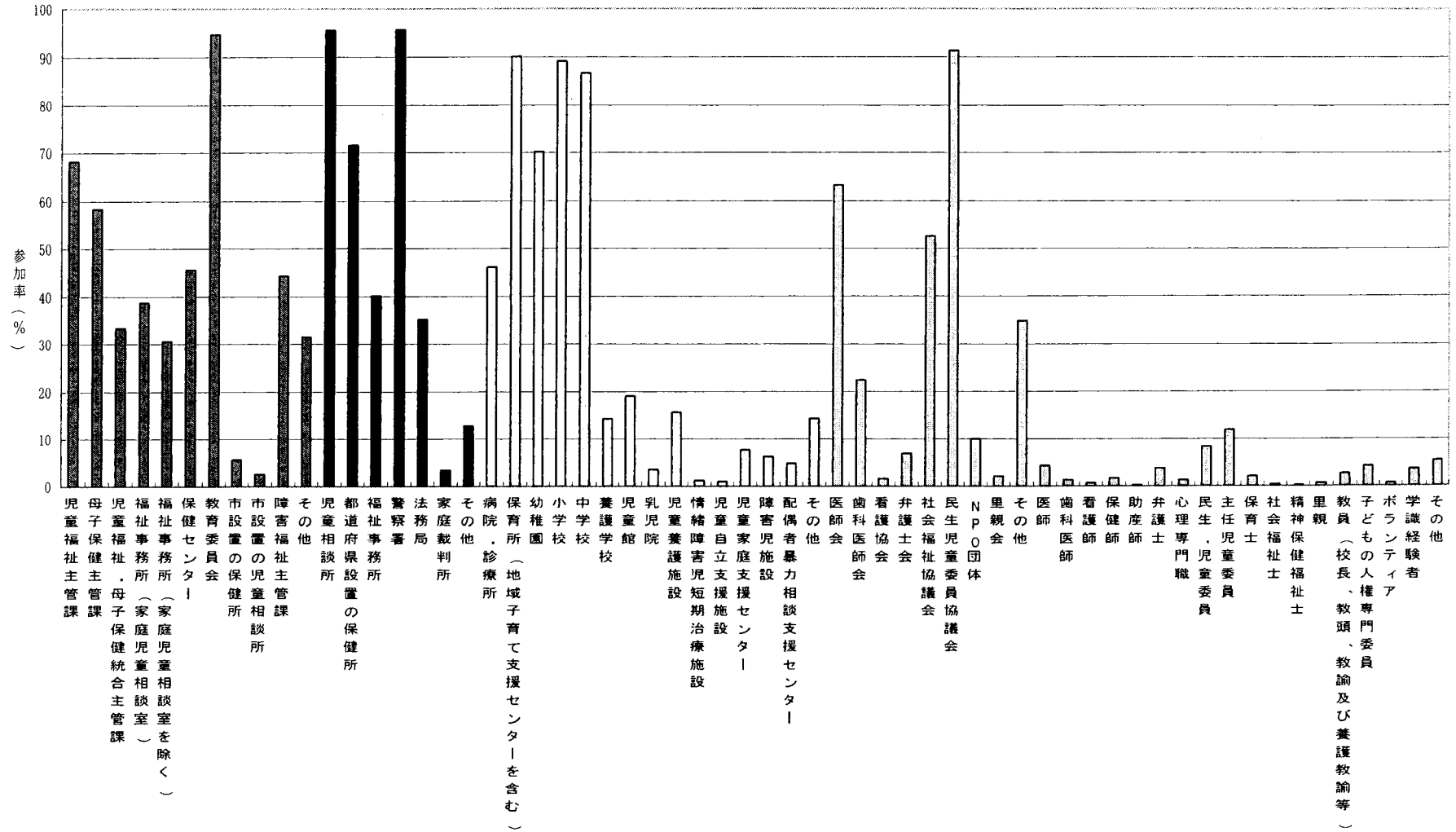
(平成20年4月1日現在)

行政機関	施設等	都道府県						合計	
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30 万未 満)	市・区 (10万 未満)	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市	数	%
地域協議会設置数(平成20年4月1日)		59	187	478	656	137	15	1,532	100.0%
市町村	児童福祉主管課	52	173	395	359	54	12	1,045	68.2%
	母子保健主管課	47	148	348	303	40	8	894	58.4%
	児童福祉・母子保健統合主管課	10	23	69	318	87	5	512	33.4%
	福祉事務所(家庭児童相談室)	32	125	342	69	15	11	594	38.8%
	福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	50	117	230	49	14	9	469	30.6%
	保健センター	38	117	248	248	38	9	698	45.6%
	教育委員会	58	182	458	616	122	15	1,451	94.7%
	市設置の保健所	37	17	6	12	4	11	87	5.7%
	市設置の児童相談所	1	1	6	12	4	15	39	2.5%
	障害福祉主管課	37	120	208	265	44	5	679	44.3%
その他	42	107	167	130	28	10	484	31.6%	
国・都道府県	児童相談所	59	186	469	618	129	4	1,465	95.6%
	都道府県設置の保健所	13	156	407	447	72	-	1,095	71.5%
	福祉事務所	4	29	103	398	81	1	616	40.2%
	警察署	59	186	465	622	120	15	1,467	95.8%
	法務局	34	101	209	165	17	13	539	35.2%
	家庭裁判所	8	17	13	3	2	9	52	3.4%
その他	15	32	64	63	17	4	195	12.7%	
医療機関・教育機関・福祉施設等	病院・診療所	33	85	199	297	86	8	708	46.2%
	保育所(地域子育て支援センターを含む)	50	170	425	604	118	14	1,381	90.1%
	幼稚園	50	167	385	409	50	13	1,074	70.1%
	小学校	48	162	415	602	129	11	1,367	89.2%
	中学校	47	159	404	585	123	11	1,329	86.7%
	養護学校	15	44	96	52	9	2	218	14.2%
	児童館	24	43	99	106	17	4	293	19.1%
	乳児院	8	15	18	5	1	8	55	3.6%
	児童養護施設	30	65	87	44	1	12	239	15.6%
	情緒障害児短期治療施設	1	3	9	3	-	3	19	1.2%
	児童自立支援施設	1	2	4	2	-	6	15	1.0%
児童家庭支援センター	4	24	46	30	8	5	117	7.6%	

福祉施設等	関係団体等	都道府県						合計		
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30 万未 満)	市・区 (10万 未満)	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市	数	%	
										数
福祉施設等	障害児施設	8	28	33	21	2	4	96	6.3%	
	配偶者暴力相談支援センター	6	20	38	7	1	3	75	4.9%	
福祉施設等	その他	19	33	74	76	9	7	218	14.2%	
	医師会	57	174	407	286	30	14	968	63.2%	
関係団体等	歯科医師会	28	95	135	69	6	10	343	22.4%	
	看護協会	4	6	9	2	2	1	24	1.6%	
	弁護士会	19	29	32	9	4	12	105	6.9%	
	社会福祉協議会	35	109	241	337	78	7	807	52.7%	
	民生児童委員協議会	58	178	435	588	125	15	1,399	91.3%	
	NPO団体	17	39	57	26	2	11	152	9.9%	
	里親会	5	3	10	9	2	4	33	2.2%	
	その他	42	89	193	171	26	12	533	34.8%	
	個人参加の専門職、ボランティア等	医師	4	8	12	32	9	2	67	4.4%
		歯科医師	2	1	3	13	1	-	20	1.3%
		看護師	1	-	3	5	1	-	10	0.7%
		保健師	-	-	5	15	6	-	26	1.7%
		助産師	-	1	2	1	-	-	4	0.3%
		弁護士	13	21	18	6	-	1	59	3.9%
心理専門職		-	3	8	8	1	-	20	1.3%	
民生・児童委員		8	11	29	65	13	2	128	8.4%	
主任児童委員		9	15	45	96	14	3	182	11.9%	
保育士		-	-	7	19	7	-	33	2.2%	
社会福祉士		-	-	3	2	1	-	6	0.4%	
精神保健福祉士		-	-	2	2	-	-	4	0.3%	
里親		1	1	4	4	-	-	10	0.7%	
教員(校長、教頭、教諭及び養護教諭等)		1	2	9	24	6	-	42	2.7%	
子どもの人権専門委員	7	13	22	19	5	-	66	4.3%		
ボランティア	1	-	4	4	-	1	10	0.7%		
学識経験者	7	17	8	17	4	3	56	3.7%		
その他	3	8	19	47	4	1	82	5.4%		

5. 関係機関等の状況

参考4 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等



6. 児童虐待防止以外の業務分野

地域協議会の児童虐待防止以外の業務分野について、「不登校・いじめ」949か所（61.9%）、「非行」876か所（57.2%）、「配偶者からの暴力」842か所（55.0%）となっている。（表11）

表11 地域協議会における児童虐待以外の業務分野（複数回答）

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
非行	数	26	113	327	333	68	9	876	605
	%	44.1%	60.4%	68.4%	50.8%	49.6%	60.0%	57.2%	50.7%
不登校・いじめ	数	29	120	342	375	74	9	949	639
	%	49.2%	64.2%	71.5%	57.2%	54.0%	60.0%	61.9%	53.6%
配偶者からの暴力	数	27	110	291	341	66	7	842	435
	%	45.8%	58.8%	60.9%	52.0%	48.2%	46.7%	55.0%	36.5%
その他	数	19	84	177	173	42	4	499	172
	%	32.2%	44.9%	37.0%	26.4%	30.7%	26.7%	32.6%	14.4%

(平成20年4月1日現在)

乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン (案)

1. 事業目的

- 乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業である。

2. 対象者

- 原則として生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を事業の対象とする。ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象として差し支えない。

なお、次の家庭については訪問の対象としないことで差し支えないが、②③に掲げる場合については、訪問の同意が得られないことや長期の里帰り出産等の状況自体が支援が必要となる可能性を示すものとして、支援が特に必要と認められる家庭に準ずる家庭と位置づけることとし、その後の対応については、「10. ケース対応会議における支援の必要性についての判断等」に基づき適切な対応を図ること。

- ① 養育支援訪問事業の実施などにより、既に情報提供や養育環境の把握ができている場合
- ② 訪問の同意が得られず、改めて訪問の趣旨を説明し本事業の実施の働きかけを行ったにもかかわらず同意が得られない場合
- ③ 子の入院や長期の里帰り出産等により生後4か月を迎えるまでには当該市町村の住居に子がいないと見込まれる場合

3. 訪問時期等

- 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

なお、できる限り早期に訪問し支援を行うことが望ましいことから、市町村において独自に早期の訪問時期を定めることが適当である。

4. 母子保健法に基づく訪問指導との関係

- 本事業はすべての乳児のいる家庭が対象であり、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業である。一方、母子保健法に基づく訪問指導は、母子保健の観点から乳幼児のいる家庭を対象として、必要な保健指導等を行う事業である。

このように、両事業は法的な位置づけや、第一義的な目的は異なるものの、いずれも新生児や乳児がいる家庭へのサポートを行うものであり、密接な関係にある。このため、

効果的かつ効率的な事業実施の観点からも、母子保健法に基づく新生児訪問等の乳児に対する訪問指導を実施している市町村の判断により、これらの訪問指導等と併せて本事業を実施することとして差し支えない。

- なお、支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職が訪問することとし、市町村と都道府県の母子保健担当部署との連携の下、母子保健法に基づく新生児訪問や乳児に対する訪問指導の必要性がある場合には、優先的にこれらを実施すべきである。その上で本事業を実施する場合は、事前の情報等を踏まえ、対象家庭の状況に配慮し、母子保健法に基づく訪問指導の際に本事業訪問者が同行する等の対応が望まれる。

5. 地域の子育て支援事業等との連携

- 本事業の実施において、地域における他の子育て支援事業等との密接な連携を図ることは、子育て家庭に対する多様な支援が可能となり、地域の子育て支援活動のネットワークの強化につながることから、こうした連携に取り組むことが望まれる。

6. 訪問者

- 訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

なお、訪問者について市町村独自に専門職に限る等の資格要件を設けることは差し支えない。

- 訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を受けるものとする。

7. 実施内容

- 本事業は以下の内容を実施するものとする。
 - ① 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
 - ② 子育て支援に関する情報提供
 - ③ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
 - ④ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整
- 実施内容については、市町村の判断により訪問者の専門性に配慮したものとし、必要に応じて専門職と非専門職の役割分担を明確にするなどの対応をとることが望ましい。

8. 事業の実施における留意事項

(1) 事業の周知

- 事業を効果的に進めるためには、対象者に事業の趣旨と内容及び訪問を受けることのメリット等が理解されることが必要不可欠であり、母子健康手帳交付や出生届受理等の機会を活用して本事業の積極的な周知を図るとともに、事前に訪問日時の手続きを得るよう調整する等、対象家庭や地域の実情に応じて訪問を受けやすい環境づくりを進める。

(2) 支援の必要性と訪問者

- 市町村の児童福祉担当部署と母子保健担当部署との連携の下、事前の情報等を踏まえ、

支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職ができるだけ早期に訪問する。

9. 実施方法

(1) 訪問の連絡調整等

- 訪問にあたっては、事業周知の際におよその訪問時期をあらかじめ知らせておく、あるいは訪問者が対象家庭に個別に連絡をとるなど、親子の受け入れ状況に配慮した訪問を心がける。

(2) 訪問者の身分の提示

- 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にする。

(3) 訪問に際しての留意事項

- 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受容的な対応を心がける。
- 子育て支援に関する情報提供
訪問の際は、地域子育て支援拠点事業等の実施場所一覧表・母子保健事業の一覧などにより、地域の様々な子育て支援に関する情報を提供する。
- 養育環境等の把握
訪問者は、訪問の際に養育環境等の把握を行う。養育環境の把握方法や報告内容については、訪問者の専門性に応じたものとし、研修等の実施により十分に理解した上で実際の訪問を行う。

特に、訪問者が専門職以外の場合には、保健師等の専門職が訪問結果の報告に基づいて養育環境等をアセスメントする体制を整えること。

○ 養育環境等の把握のための項目の例示（訪問結果報告例）

訪問家庭・住所・連絡先（	）
保護者氏名・年齢（	）
赤ちゃんの名前 性別 生年月日（	）
訪問日時	年 月 日
訪問者（	）
訪問時の赤ちゃんの様子	
訪問時のお母さんの様子	
同居家族の構成・育児家事の応援・相談相手	
家の中の様子	
育児で困っていること、心配なこと	
家庭で困っていること、心配なこと	
相談、支援の希望	
<input type="checkbox"/> 地域の子育て支援の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援サービスの紹介 ・母子保健等のお知らせ 等 	

10. ケース対応会議における支援の必要性についての判断等

- 訪問実施後、次の手順によりその後の支援の必要性を判断し、支援内容等を決定する。
 - ① 訪問者は、訪問結果について、訪問結果報告書に基づき速やかに市町村の担当部署に報告する。
 - また、緊急に対応すべき場合は、報告形式にこだわらず即座に報告し、追って報告書に基づき報告する。
 - ② 市町村担当部署においては、訪問者から報告された結果を参考に、支援の必要性を検討すべきと判断される家庭についてケース対応会議を開催する。
 - ③ ケース対応会議は、本事業担当者、市町村における母子保健担当者、児童福祉担当者等のほか、必要に応じて訪問者や養育支援訪問事業中核機関又は子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）調整機関（以下「調整機関」という。）の職員等が参加し開催する。
 - ④ ケース対応会議においては、支援の必要性とその後の支援内容等について、以下の点に留意し決定する。
 - ア 支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業や母子保健事業等の具体的な支援の必要性について検討し、その後の支援について担当部署に引き継ぐ。
 - イ 支援が特に必要と判断された家庭については、調整機関に連絡し必要な支援内容等について協議する。
 - ウ 訪問できなかった家庭については、引き続きその状況等の把握に努め、支援の必要性についての可能性を検討した上で、必要に応じてア又はイの対応を行う。

11. 訪問者の研修プログラム

- 必要な研修プログラムについては、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問に同行することや援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める。
 - なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。
- 訪問者の研修は、①訪問実施前に実施する基礎的研修②実際の訪問における問題解決のための技術向上研修③事例検討などの応用的研修など、訪問者の能力と必要性に応じて計画的に実施すること。
- こんにちは赤ちゃん事業 訪問者基礎的研修プログラム例
 - 事業の意義と目的
 - 個人情報の保護
 - 傾聴とコミュニケーション
 - 訪問の実際
 - 地域の子育て支援の情報

12. 個人情報の保護と守秘義務

- 事業の実施を通じて訪問者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期す。